

別記 4

評価項目算定資料の一括提出

1 一括提出の定義

複数の工事に同一の評価項目算定資料を提出する場合に、算定資料を1部提出することで複数の工事に算定資料を提出したものと見なすことを一括提出という。

なお、一括提出する場合は、提出する算定資料を全て一括で提出するものとし、算定資料の一部のみの提出は認めない。

2 対象工事

同時に発注される型式（簡易Ⅱ型、簡易Ⅲ型）が同一の分割（分離）発注工事で、入札公告の「8 評価項目算定資料の提出」において一括提出が認められている工事。

2 一括提出方法

（1）提出封筒

- ・一括提出の対象とする全ての工事名、入札者の商号又は名称を記載し、評価項目算定資料在中の旨を朱書きすること。

（2）（様式10-1・2号）「評価項目算定資料の提出について」

- ・一括提出の対象とする全ての工事名及び工事箇所を入札順位順に記載すること。

（3）（様式10-3-1・2号）「評価点算定資料一覧表」

- ・工事名に一括提出の対象とする全ての工事名を記載すること。

（4）（様式10-4号）「施工実績評価資料」

- ・工事名に一括提出の対象とする全ての工事名を記載すること。

（5）（様式10-13号）「若手・女性技術者配置実績評価資料」

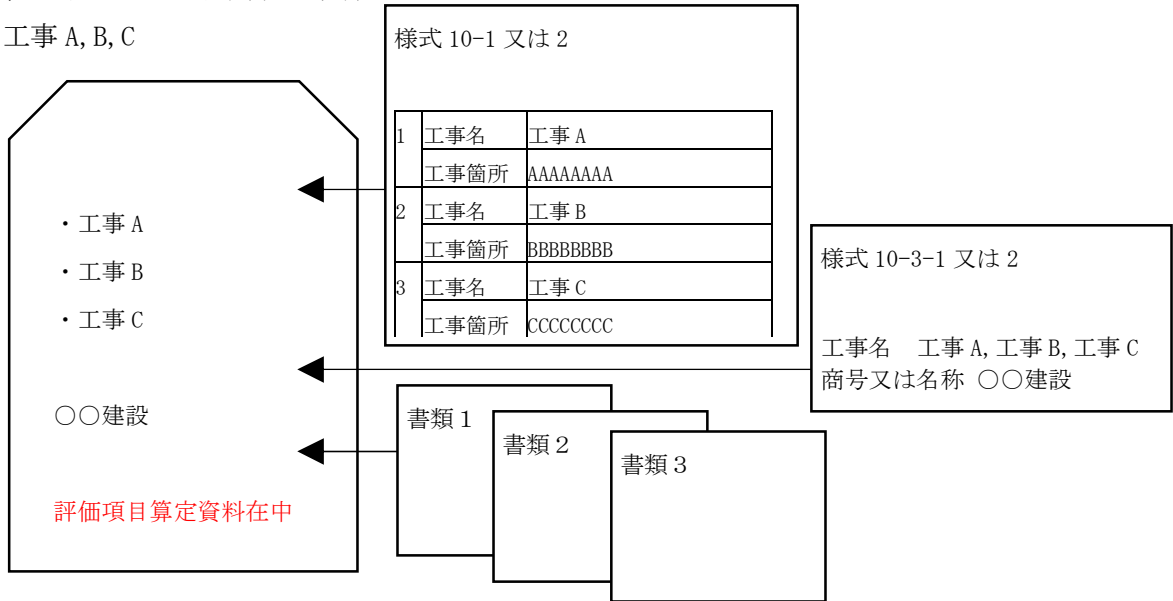
- ・工事名に一括提出の対象とする全ての工事名を記載すること。

（6）その他の提出資料

- ・一括提出すること。

(例) 一括提出が認められている工事 A, B, C, D の入札に参加し、工事 A, B, C の 3 つを一括提出、工事 D は別に提出する場合

・工事 A, B, C



・工事 D

